

1. 件名：関西電力株式会社による大飯発電所1号炉及び2号炉において用いた資材に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価の方法に係る認可申請に関するヒアリング（10）

2. 日時：令和3年4月23日（金）13時30分～14時50分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（音声通話により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 核燃料施設審査部門

志間核燃料施設審査部門付き、金岡上席安全審査官、菅生主任安全審査官、松田安全審査官

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力発電部門 原子力運用管理担当部長 他4名

5. 要旨：

標記に関して、原子力規制庁は、関西電力株式会社とヒアリングを行い、大飯1, 2号炉のクリアランス申請に係る評価対象核種選定のロジック、汚染の状況、評価単位の設定等において、主に以下についてコメントを行った。

- ・資料2の放射能濃度確認対象物の汚染状況の調査結果について、示されている炉水のデータが、各号炉とも全ての燃料リークが発生した後のデータであることを確認すること。
- ・資料3の放射能濃度確認対象物の評価単位の設定方法等について、従来のGM汚染サーベイメータで設定した測定単位の大きさからGe検出器用に小さい面積を切り出すのであれば、その大きさを測定単位として説明を行うこと。
- ・資料3の放射能濃度確認対象物の管理方法について、「分別・切断エリア」を「鋼製材で区画されたエリア」としているが、クリーンハウス相当の管理を行う区画であれば、その旨を記載すること。
- ・資料3の放射能濃度の測定及び評価に係る品質マネジメントシステムについて、教育・訓練、放射線測定装置の点検・構成、分別・管理等の要求事項は体制が定められていることであり、その適合性を説明すること。

6. その他：

関西電力からの配付資料

- ・資料1：大飯1, 2号炉 燃料取替用水タンク クリアランス認可申請に係る評価対象核種選定ロジックについて
- ・資料2：放射能濃度確認対象物の汚染状況の調査結果 Rev. 4
- ・資料3：放射能濃度確認対象物の評価単位の設定方法等について Rev. 3

以上